

三条市デジタル化推進業務委託仕様書

1 業務名

三条市デジタル化推進業務

2 事業の目的

基幹産業である金属加工を中心とするものづくりに関わる業種（製造業、卸売業等）を対象として、業務効率化に資するソフトウェアサービス等の利用を促進し、社内のワークエンゲージメント向上及び事業収益性の向上を図る。

3 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 業務内容

デジタル化の推進に取り組む意欲のある企業を選定し、デジタルツールの導入支援を行う。支援実施企業は市と協議し選定する（支援実施企業は、金属加工を中心とするものづくりに関わる業種（製造業、卸売業等）の市内中小企業者^{*1}を想定）。支援実施企業1社当たりの費用は2,200,000円（消費税及び地方消費税含む。）を上限とし、支援実施企業数は5社以上とする。

^{*1}市内中小企業者：市内に本店を構え、下の表の条件を満たす中小企業者

業種 ^{*2}	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金額または 出資の総額	常時使用する 従業員数
(1)製造業	3億円以下	300人以下
(2)卸売業	1億円以下	100人以下

^{*2} その他市長が適当と認める業種に属する事業者を対象とする場合あり

(1) 支援実施企業に対する支援

① コンサルティング

ア 課題設定

支援実施企業に対して既存の業務フローのヒアリングを実施した上で、業務効率化に向けた取組課題を設定する。取組課題は、事業の目的

や企業のデジタル化の現状、試験導入期間等を考慮し、支援実施企業と協議して設定する。

イ ツール選定

設定した課題を解決するために適切なデジタルツールを提案し、支援実施企業と協議の上、試験導入するデジタルツールを決定する。

ウ デジタルツールの運用に関する助言

試験導入するデジタルツールの試験運用の方法や範囲、業務プロセスの変更等に関して、必要に応じて情報収集・助言等を実施する。

② デジタルツール試験導入支援・検証

ア 試験導入の手続、導入方法等のレクチャーの実施

試験導入に係る手続を代行又は支援実施企業にレクチャーし、導入方法・使用方法に関する説明を行う。

イ 試験導入のサポート

試験導入期間中に発生した疑問点等に関して、デジタルツール開発企業との調整や、支援実施企業に対する説明等を行う。

ウ 検証

試験導入の状況を確認し、社内への定着に向けて課題の整理等を行う。

エ 試験導入期間後の導入意向の確認

試験導入期間終了時に、試験導入したデジタルツールの継続使用の可否等を確認する。

オ 実績報告書の提出

委託業務終了後、本事業の実施内容及び結果をまとめたものを令和8年3月末までに三条市経済部商工課へ提出する。

(2) 市内中小企業のデジタル化に対する意識を高めるための取組

市内中小企業を対象とした、デジタル化やデジタルツール導入の意識を高めるための取組を提案する。具体的には、セミナーや個別相談会など、多くの企業に効果が見込める取組を想定している。

5 業務の実施方法

(1) 本事業における取組課題の数及び試験導入するデジタルツールの数は、支援実施企業1社当たりの見積額の範囲内で実施可能な数とする。

(2) 業務実施期間は下記を目安とする。ただし、デジタルツールの試験導入

期間は2か月以上とする。

ア コンサルティング業務 2～3か月

イ 試験導入支援・検証業務 2～3か月

6 基本的な業務スケジュール（予定）

【第1期：2～3社支援】

令和7年5月上旬 支援実施企業公募開始

5月下旬 セミナー等の実施、支援実施企業決定

6～8月 コンサルティング業務

9～10月 試験導入支援・検証業務

【第2期：2～3社支援】

令和7年9月上旬 支援実施企業公募開始

9月下旬 セミナー等の実施、支援実施企業決定

10～12月 コンサルティング業務

令和8年1～2月 試験導入支援・検証業務

3月 実績報告書の提出

7 成果品等の提出について

次の資料を電子データにより委託期間終了までに提出するものとする。

- (1) 事業実績報告書
- (2) その他業務上で作成した資料等

8 その他特記事項

- (1) 本業務の成果に係る全ての著作権は、法令の規定により移転ができない権利を除き、委託者に帰属させること。また受託者は、当業務にかかる著作権を委託者に帰属させることに支障がないよう、受託者の責任において適切に権利の処理を行うこと。
- (2) 本業務の完了後、万が一著作権等に関する事故・問題が発生した場合は、受託者の責任において処理・解決すること。
- (3) 事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分について、再委託（委託業務の一部を第三者に委託することをいい、請負その他委託の形式を問わない。）は行わないこと。
- (4) 本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、委託者と協議してこれを定めるものとする。